

東京都北区  
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

北 区



## 目 次

○はじめに	1 頁
○新型インフルエンザとは	3 頁
○第 1 章 基本的な方針	4 頁
1 計画の基本的考え方	4 頁
2 対策の目的	5 頁
3 被害想定	6 頁
4 発生段階の考え方	7 頁
5 対策実施上の留意点	9 頁
○第 2 章 国、都、区等の役割	10 頁
1 基本的な責務	10 頁
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	12 頁
○第 3 章 対策の基本項目	17 頁
1 サーベイランス・情報収集	17 頁
2 情報提供・共有	17 頁
3 区民相談	18 頁
4 感染拡大防止	19 頁
5 予防接種	21 頁
6 医療	22 頁
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	23 頁
8 区政機能の維持	24 頁
《緊急事態宣言時の措置》	26 頁
○第 4 章 各段階における対策	29 頁
I 未発生期	29 頁
II 海外発生期	35 頁
III 国内発生早期	41 頁
IV 都内発生早期	47 頁
V 都内感染期	53 頁
VI 小康期	61 頁



# はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

## 2 国の取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

### 3 北区の行動計画の作成

北区（以下「区」という。）では、国や東京都（以下「都」という。）の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 18 年 12 月に「東京都北区新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 23 年 5 月に「北区業務継続計画〔BCP〕【新型インフルエンザ編】」を改訂し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、平成 25 年 11 月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）が新たに作成された。国や都の計画を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範となるよう、区は、既存の行動計画を見直すとともに東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）として、特措法第 8 条に基づき新たに作成するものである。

本行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検討等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

## 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、鳥や動物のインフルエンザウイルスが人に感染し、人から人へと効率よく感染できるように変化したもので、このウイルスが感染して起こる病気が新型インフルエンザである。20世紀では大正7年（1918年）に発生したスペインかぜ（インフルエンザ）の大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。また、昭和32年（1957年）にはアジアかぜ（インフルエンザ）が流行した。

近年、東南アジアや中国を中心に鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）が流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような致死率の高い鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性がある。

### ○ 感染症法における新型インフルエンザの定義（第6条第7項）

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○ 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

通常の季節性インフルエンザは、北半球では毎年冬季に流行するが、新型インフルエンザは数十年に一度の頻度で出現し、流行の季節は冬とは限らない。近年毎冬流行しているインフルエンザ（H1N1）2009、A/H3N2（香港型）ウイルス、B型ウイルス等は、人に完全に適応していて近い関係を保っており基礎疾患の存在や高齢などの要因が無ければ感染した人を死に至らしめるほどの高い病原性はない。しかし、新型インフルエンザは、健常な若年成人を死に至らしめる可能性がある。

通常のインフルエンザに対しては、これまでに感染したことのある人が多く、基礎免疫を持っていることから、たとえ感染して症状が出てもほとんどの人は数日で回復する。しかし、新型インフルエンザの出現当初は、世界中の全ての人がこのウイルスに対する免疫力を持っていないため大流行が起き、症状も重症化することが予想される。

また、通常のインフルエンザの場合は、既にワクチンが開発されており、流行前に使用可能だが、新型インフルエンザの場合は、実際にウイルスが出現してからの製造に入るのので、一般的に6か月を要し、早期には間に合わない。

# 第1章 基本的な方針

## 1 計画の基本的考え方

### (1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

### (2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### (3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示す。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、区、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等への対策が緊密に連携して推進されることを図るものである。

加えて、区の社会状況や医療体制、受診行動等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

### (4) 計画の推進

本行動計画には、国や都の動向を注視しつつ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

### (5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等で構成する「北区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議」に意見を聴き改定するものとする。



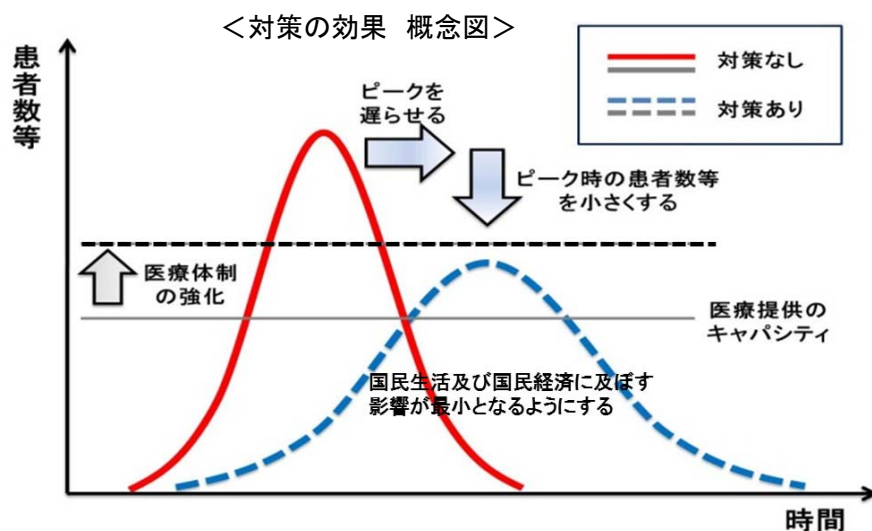
## 2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。こうした状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、処置が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

### 3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たり、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を設定するが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することも重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、都行動計画を参考に人口の集中する東京の特性を考慮し、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

#### <流行規模・被害想定>

			都	区※
罹患割合			都民の約30%が罹患	区民の約30%が罹患
患者数			3,785,000人	100,400人
健康被害	流行予測による被害	外来受診者数	3,785,000人	100,400人
		入院患者数	291,200人	7,720人
		死亡者数 (インフルエンザ関連死亡者数)※	14,100人	370人
被害	流行予測のピーク時の被害	1日新規外来患者数	49,300人	1,300人
		1日最大患者数	373,200人	9,900人
		1日新規入院患者数	3,800人	100人
		1日最大必要病床数	26,500床	700床

※北区人口は26年1月現在 334,723人

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

## 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画に定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、新型インフルエンザ等の特性を考慮し、都区一体で対応する必要があるため、都が決定した発生段階に基づき移行することとする。

なお、政府対策本部が都を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）において緊急事態宣言下で実施する措置のもと、東京都北区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）（本部長：区長）において実施する措置を決定する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		都行動計画及び 区行動計画	状 態		
国	地方				
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生 早期	地域未 発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		
	地域発 生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているがすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染 期	地域感 染期	都内感染期	〈医療体制〉 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型イン フルエンザ等の 患者の接触歴が 疫学調査で追え なくなった状態	〈医療体制〉 患者の接触歴が疫学調 査で追えなくなり入院 勧告体制が解除された 状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル (10人/定点)を目安と し入院サーベイランス 等の結果から入院患者 が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル (30人/定点)を目安と し、さらに定点上昇中、 かつ入院サーベイラン ス等の結果から病床が ひっ迫している状態
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

## 5 対策実施上の留意点

国、都、他の区市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等について協力するにあたり、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部と都対策本部、他区市町村の新型インフルエンザ等対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、的確に対策を推進する。また、都による新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合には、区対策本部長から都対策本部長に対して、速やかに要請を行う。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、区だけではなく、国や東京都、医療機関、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁会議」の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### **(3) 区**

平常時には、本行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。また北区保健所を中心として、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、区対策本部を立ち上げ、感染拡大の抑制、区民への予防接種や生活支援など、本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### **(4) 医療機関**

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

### **(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関**

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

### **(6) 登録事業者**

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

### **(7) 一般の事業者**

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

## (8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

## 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

### (1) 実施体制の整備

本区の新型インフルエンザ等対策については、平成24年の特措法制定に伴い、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年東京都北区条例第3号）（以下「条例」という。）及び「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」（平成25年 東京都北区規則第45号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

### (2) 対策の推進

危機管理室長は保健所からの情報にもとづき、関係部課との連携が必要な場合は関係部課会議、全庁的な対応が必要な場合は危機管理対策本部というように、危機レベルに応じた体制を構築する。なお、政府対策本部長（内閣総理大臣）による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、本部の位置づけを特措法に基づく「区対策本部」に移行する。

条例に基づき、対策本部は、都及び関係機関等との緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進するとともに、必要に応じて都への新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整の要請等、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### (3) 区対策本部の構成

#### ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部を構成する部の部長、区の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員とする。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、区職員のうちから必要な職員を置くことができ、本部長が任命する。



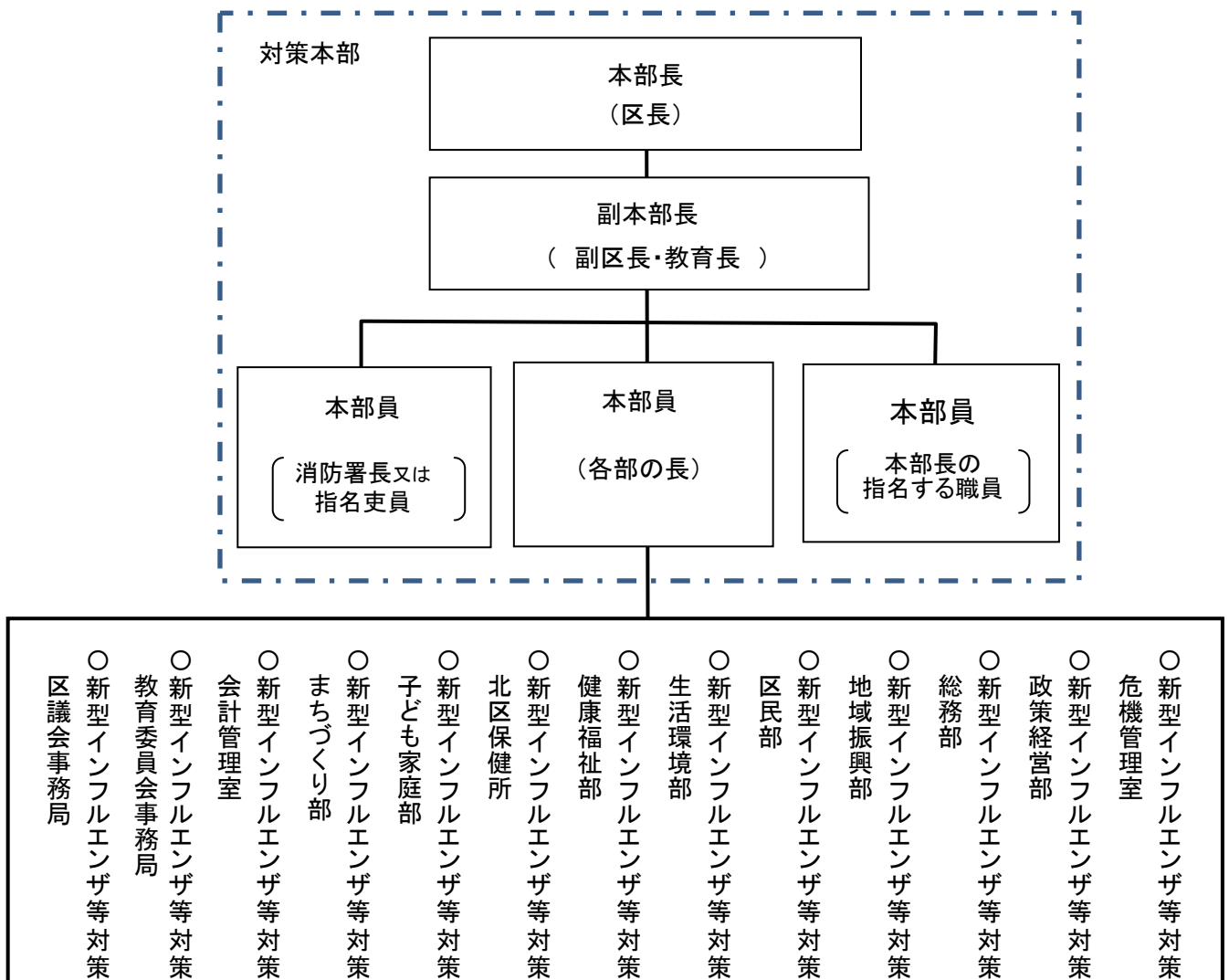
## イ 部

- ・ 本部に部を置く。  
(分掌は、(4)区対策本部各部の分掌事務P15～16のとおり)

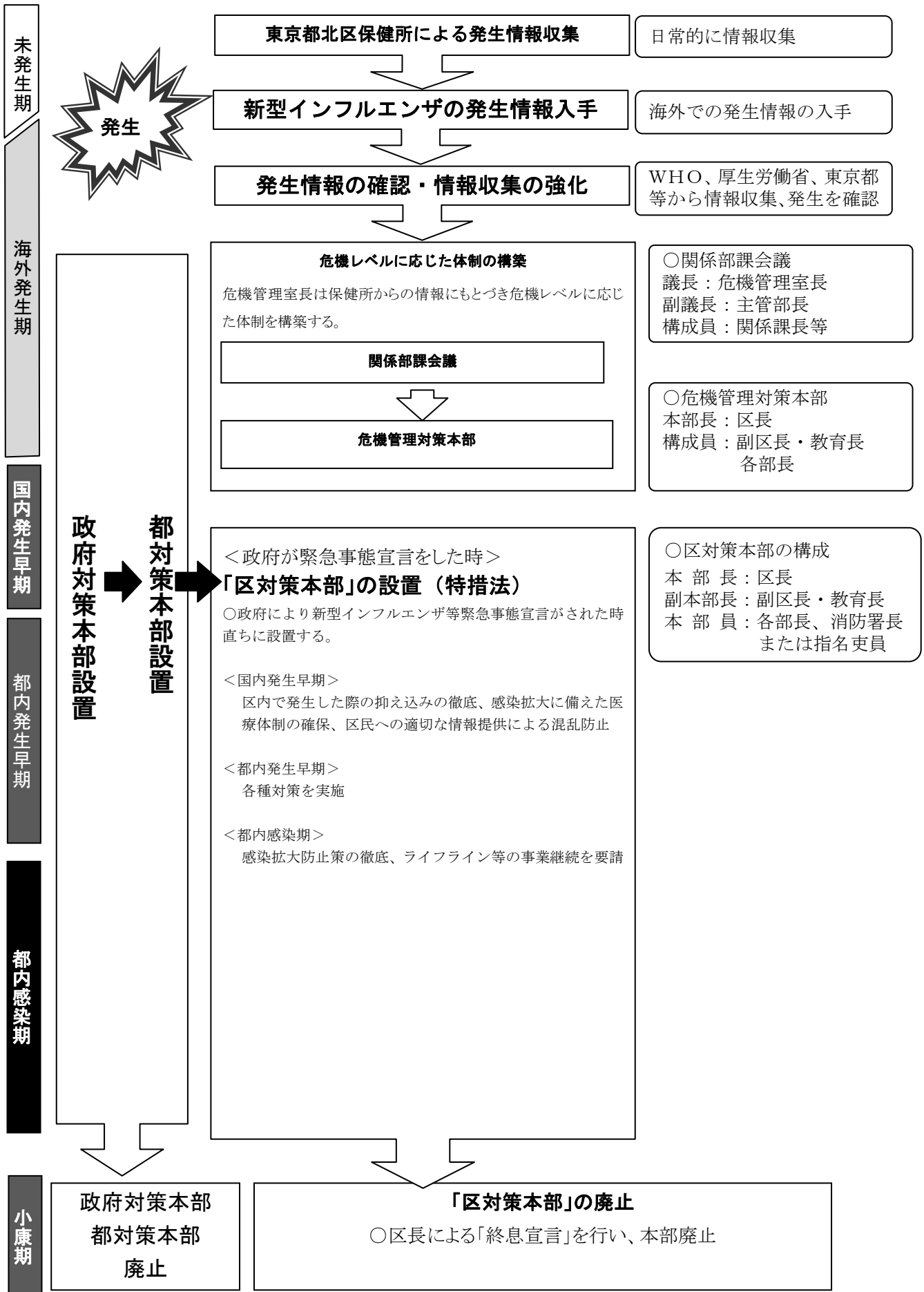
## ウ 区対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

< 区対策本部の構成 >



<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>



#### (4) 区対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌
新型インフルエンザ等対策危機管理室	① 本部及び会議に関する事。 ② 関係部課及び関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 危機管理に対する支援及び全庁的な協力体制の構築に関する事。 ④ その他危機管理室の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策政策経営部	① 新型インフルエンザ対策等に要する予算に関する事。 ② 広報活動に関する事。 ③ 報道機関への連絡体制に関する事。 ④ その他政策経営部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策総務部	① 職員の動員、人員の配置及び調整に関する事。 ② 外国人への情報支援に関する事。 ③ 車輛等輸送機関の調達に関する事。 ④ その他総務部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策地域振興部	① ボランティアに関する事。 ② 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給の整備に関する事。 ③ 町会及び自治会等との連絡調整に関する事。 ④ その他地域振興部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策区民部	① 生活相談総合窓口の開設及び運営に関する事。 ② 物資の輸送に関する事。 ③ その他区民部の所管に属すること。
新型インフルエンザ等対策生活環境部	① ごみ処理及びし尿処理に関する事。 ② 廃棄物処理に関する事。 ③ 遺体の収容及び埋火葬に関する事。 ④ その他生活環境部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策健康福祉部	① 健康相談に関する事。 ② 医療関係諸団体との連絡調整に関する事。 ③ その他健康福祉部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策北区保健所	① 医薬品の調達及び配給に関する事。 ② 防疫に関する事。 ③ 保健衛生等の確保に関する事。 ④ その他北区保健所の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策子ども家庭部	① 保育園及び児童館等の児童の保護並びに救護に関する事。 ② その他子ども家庭部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策まちづくり部	① 交通規制に関する事。 ② その他まちづくり部の所管に関する事。

新型インフルエンザ等対策 会計管理室	① 金銭及び物品の出納保管に関する事 ② その他会計管理室の所管に関する事
新型インフルエンザ等対策 教育委員会 事務局	① 幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒の保護並びに救護に関する事 ② 体育施設等の利用に関する事 ③ その他教育委員会事務局の所管に関する事
新型インフルエンザ等対策 区議会事務局	① 区議会議員との連絡に関する事 ② その他区議会事務局の所管に関する事

※東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則別表第一における分掌事務。

## 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、1. サーベイランス・情報収集、2. 情報提供・共有、3. 区民相談、4. 感染拡大防止、5. 予防接種、6. 医療、7. 区民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

また、これら対策を進めるにあたって区政機能の維持は欠かせないことから8. 区政機能の維持を基本項目に掲げた。

なお、《緊急事態宣言時の措置》については国や都と連携した対応を図るものとする。

### 1 サーベイランス・情報収集

#### (1) サーベイランス

新型インフルエンザ等への対策を適時、適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

区は、都よりあらかじめ示された新型インフルエンザ発生時の具体的な実施方法及び実施時期により、都と連携してサーベイランスを実施する。

#### (2) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生・流行状況は、発生国、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信されており、区はこれらの情報を収集する。

また、区は、感染拡大防止策、医療供給等について状況に応じた情報収集を行う。

### 2 情報提供・共有

区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患者等への支援など重要な役割を担う。

国、都、区市町村、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるために、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

#### (1) 区における情報提供手段の確保

区民は、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取る側に応

じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

## (2) 区民等への情報提供

### ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関に受診するなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

### イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等について、北区ニュースやホームページ等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、高齢者や障害者等に対しては、関係部署などの協力を得て情報提供する。

## (3) 報道発表

区対策本部設置後は、各々が発表する新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表を「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部報」（以下「対策本部報」という。）として情報を一元的に管理する。

また、区全体の対応を分かりやすくするため、区ホームページに本部報を再掲し、情報を集約する。

公衆衛生上必要な情報については、都との十分な連携の下提供を行っていく。

## 3 区民相談

### (1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は北区保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

## (2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、施設の使用制限等を要請する。要請に応じず、新型インフルエンザ等の感染症拡大を防止し、区民の生命・健康の保護、区民の生活・経済の混乱を回避するため必要と認めるときに限り、指示を行う。なお、この場合の要請、指示は都知事が行う。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会等について、実施方法の変更や延期又は中止を行う。

これらの問合せへの対応は各主管課が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、庁内で情報を共有する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

さらに、各課に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

## 4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

区内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、区の関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### (1) 水際対策

発生時には、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、患者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。区は、必要に応じて区民への周知や、国の方針の下、入国者の健康観察を行う。

## (2) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

## (3) 学校等における対応

### ア 区立学校

発生時には、学校医や北区保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校の閉鎖について検討する。

### イ 私立学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

患者との接触者が関係する地域の学校について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。

さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、臨時休業の検討について要請する。

### ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。



#### (4) 施設の使用及び催物の開催制限等

##### ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設利用制限への対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都等と連携して、あらかじめ、区民や事業者へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

##### イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

また、区の関連団体、委託業者等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

## 5 予防接種

### (1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

## (3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう医師会・薬剤師会等と協力し体制の構築を図る。

# 6 医療

新型インフルエンザ等が感染拡大した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限りがあることから、効果的・効率的に活用できるよう事前に医師会等と協力し医療提供体制を計画する必要がある。

## (1) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等にり患した患者（疑似症を含む）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターで新型インフルエンザのり患が疑われる患者を、新型インフルエンザ専門外来に紹介する。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行

うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。区は、発生段階に応じた受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

## (2) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、都知事は、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

## 7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民がり患し、通常的生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、生活及び経済活動への影響を最小限となるよう、都、区、医療機関、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

### (1) 社会的弱者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたす恐れがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備が求められている。

区では、対象世帯を把握すると共に、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行っていく。

### (2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるように体制を整備する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。

特措法第 56 条第 3 項の規定に基づき、東京都知事から区長に対し通知がなされた場合には、政令の定めるところにより、埋葬及び火葬の実施に関する事務の一部を行う。

### (3) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の減少、停止が予想され新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

このため、個人・家庭における対策として、食料品・生活必需品等を備蓄しておくことを周知していく。また、食料品・生活必需品等の購入にあたって買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

#### イ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。区は、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて区民及び事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

#### ウ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発災時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特別措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

## 8 区政機能の維持

### (1) 区の庁舎における感染拡大防止策

新型インフルエンザ発生時においても、区の基盤としての庁舎機能を維持する必要がある。そのためにも、庁舎内における感染防止のため、あらゆる感染予防・感染拡大防止策を図る。

### (2) 職員の健康管理

区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

### (3) 区の業務維持体制

新型インフルエンザ等発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して新たに実施する「緊急対応業務」と通常

業務に区分し、通常業務をさらに「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に分けて対応を行う。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

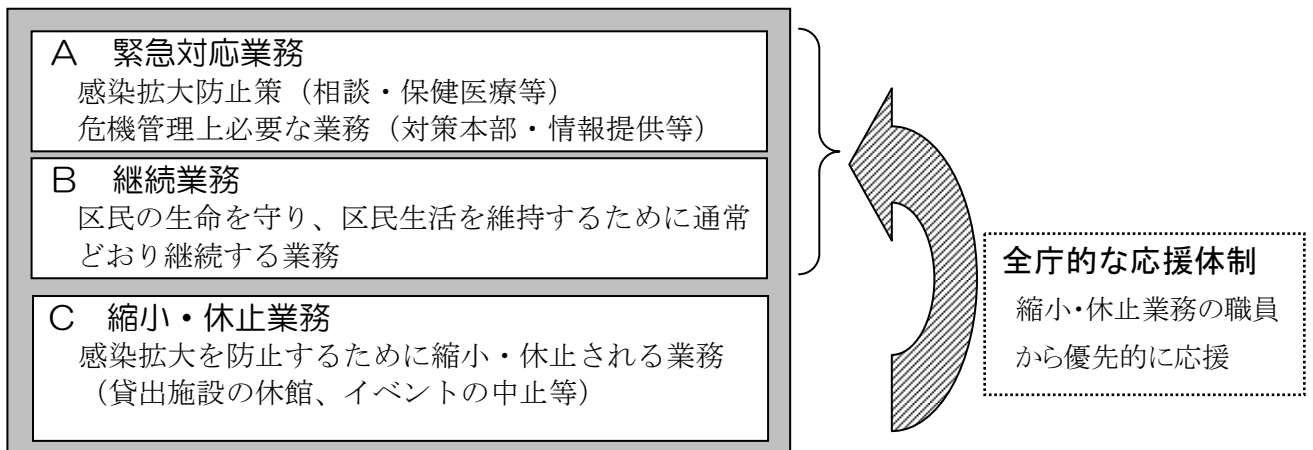
<業務区分>

業務名		業務内容
緊急対応業務		新型インフルエンザの発生・流行に伴い、新規に発生した業務であり、平常時は行っていない業務
通常業務	継続業務	新型インフルエンザ発生時に、区民の生命を守り、区民生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務（応援体制を組んで継続する業務）
	縮小業務	継続業務と休止業務以外のもので、一定期間大幅な縮小も可能な業務
	休止業務	感染拡大の防止と業務の休止による影響を勘案し、緊急性を要しない等の理由から感染拡大の防止を優先し、新型インフルエンザの流行期間中には業務を休止する業務

(4) 各部局の事業継続と応援体制

各部局においては、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、東京都北区業務継続計画（新型インフルエンザ編）を定めているが、必要に応じて見直しを図るものとする。なお、非常時優先業務（緊急対応業務及び継続業務）については、縮小・休止した業務に従事していた職員を応援職員として再配置することにより、全庁的な応援体制により対応する。

<業務の整理と応援体制>



\* ウイルスの病原性等や職員の出勤率に応じ、弾力的・機動的に実施

## 《緊急事態宣言時の措置》

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言（※1）をした場合、対象が他地域であっても国の基本的対処方針（※2）及び区行動計画に基づき、直ちに区対策本部を設置する。

なお、政府が都内を対象とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

### ※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

### ※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

## 1 予防接種

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## 2 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、区及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## 3 区民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

### (1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関に対しては、必要に応じて、それぞれ電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ

等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じるよう要請する。

水道事業者である都に対しては、必要に応じて、それぞれ消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 運送・通信の確保の要請

運送事業者である指定（地方）公共機関に対しては、必要に応じて、それぞれ施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じるよう要請する。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関に対しては、必要に応じて、それぞれ感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じるよう要請する。

(3) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を、対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 物資の売渡しの要請等

対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

区は、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう努める。

(8) 埋葬・火葬の特例等

区は、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等の設置、運用を行う。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。



## 第4章 各段階における対策

### I 未発生期

#### <未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### <目的>

発生に備えて体制の整備を行う。

#### <対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、国等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### ○ 実施体制

##### (1) 行動計画等の作成

区は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等の作成を行い、必要に応じて見直していく。

(危機管理室、北区保健所)

##### (2) 国及び都等との連携強化、体制整備等

区は、国及び都等と互いに連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。

(危機管理室、北区保健所)

#### 1 サーベイランス・情報収集

##### (1) サーベイランス

新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期をあらかじめ都に確認しておく。(北区保健所)

<平常時(新型インフルエンザ発生前)から実施するサーベイランス >

平常時、通年実施するサーベイランスは、以下のとおり。

- ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）  
区は、インフルエンザ定点医療機関からの情報を都に報告するとともに、流行状況を把握する。
- ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）  
区は、病原体定点医療機関からの報告を注視し、都と連携してウイルスサーベイランスを実施する。
- ③ 東京感染症アラート  
区は、都と連携して、鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、区内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療の報告を受け、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。
- ④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設等)  
区は学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握し、都に報告する。  
また、区は、厚生労働省の通知（平成17年2月22日付け）に基づき社会福祉施設等における感染症等の集団発生報告を受け、都に報告する。
- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）  
都が実施している都内基幹定点医療機関におけるインフルエンザ入院サーベイランスに注視し、状況を把握する。
- ⑥ クラスタ（集団発生）サーベイランス  
前記④の集団発生報告時に、都及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスタサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。  
また、小康期においても第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。これらについても、準備しておく。

<臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス>

- ⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査  
海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。

(2) 情報収集

区は、国や都など関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等についての最新情報を収集する。(北区保健所)

2 情報提供・共有

(1) 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- ① 区のホームページや北区ニュース、ケーブルテレビ等を通じて、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。(政策経営部、危機管理室、北区保健所)
- ② 新型インフルエンザの感染様式(飛沫感染及び接触感染)と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関に受診することを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、基礎疾患の管理等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(北区保健所)
- ③ 事業者に対しては、関係機関を通じて、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(地域振興部、関係各部)
- ④ 新型インフルエンザ等の発生時は、区が区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。  
(政策経営部、危機管理室、北区保健所)
- ⑤ 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。(北区保健所)
- ⑥ 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用について事前に検討し、広報手段を整備する。特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報の内容と発信方法については、事前に検討しておく。  
(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- ① 新型インフルエンザ等対策連絡会の開催や通知等により、情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。(危機管理室、北区保健所)
- ② 保健所において、地域の関係機関による健康危機管理に関する協議会等を設置・開催し、情報連絡体制を整備する。(北区保健所)
- ③ 区立学校、保育施設、福祉施設等において、平常時から各施設における対応方針の共有化を図る。(関係各部)

### 3 区民相談

関係各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- ① 多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部は事前に検討し、必要な準備を行う。  
(危機管理室、北区保健所、関係各部)
- ② 区は、区民からの一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。  
(北区保健所)

### 4 感染拡大防止

#### (1) 対策実施のための準備

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- ① マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(北区保健所)
- ② 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。(北区保健所)
- ③ 政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、区民に外出自粛を要請したり、事業者に施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合もあることを周知し、理解を求める。(北区保健所、関係各部)

5 予防接種

(1) 特定接種

国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(北区保健所)

(2) 住民接種

区において、特措法第46条に基づく住民に対する臨時接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を、速やかに実施することができるよう体制を構築する。(健康福祉部)

6 医療

(1) 地域医療体制の整備等

区は都と連携し新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。(北区保健所)

- ① 区は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策を進めるよう要請する。
- ② 区は、医療体制の整備に関する協議会を開催し、北区医師会等医療関係機関等との連携を推進する。

(2) 都内感染期に備えた医療の確保

区は、都や北区医師会等医療関係機関と連携し都内感染期に備えた医療の確保に取り組む。(北区保健所)

- ① 区は、区内の医療機関に対して、特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。
- ② 区は、地域の実情に応じ、入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 区は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数を把握する。
- ④ 区は、地域医療維持の観点から必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑤ 区は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療の提供の方法を検討する。

(3) 新型インフルエンザ専門外来

区は、北区医師会等と連携してあらかじめ、新型インフルエンザ専門外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備をする。(北区保健所)

(4) 医療資器材の整備・訓練

① 区は、必要となる医療資器材(個人防護服等)を都の備蓄と合わせて、一部準備する。(北区保健所)

② 区は、国及び都と連携して、医療従事者等に対し、研修や訓練を行う。  
(危機管理室、北区保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

区は、新型インフルエンザ等発生時に、区民生活及び経済への影響を最小限にできるように、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

(1) 要援護者の事前把握

都内感染期における高齢者、障害者等の生活支援要援護者(以下、「要援護者」という。)への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(健康福祉部)

(2) 火葬能力等の把握

都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(生活環境部)

## II 海外発生期

### <海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### <目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、区内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 区内発生に備えて体制の整備を行う。

### <対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、区内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の準備等、区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### ○ 実施体制

危機レベルに応じた体制を構築する。(関係部課会議～危機管理対策本部の設置。)  
(危機管理室)

### 1 サーベイランス・情報収集

#### (1) サーベイランスの強化

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大の早期探知のため、学校・保育園・幼稚園等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は都と連携して臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。(北区保健所)

○ 臨時的に追加・強化するサーベイランス

東京感染症アラートに基づき、都と連携して、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。

(2) 情報収集

区は、国及び都の関係機関を通じて新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に収集する。(北区保健所)

2 情報提供・共有

(1) 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

① 感染予防策・相談体制の周知

新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。

個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること）等についての周知を強化する。

また、発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページなどの広報媒体のほか、関係機関の協力を得て、区民や事業者に情報提供する。(北区保健所)

② 事業者に対する情報提供

区が事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は都に協力して、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。(地域振興部、関係各部)

③ 外国人に対する情報提供

外国人に対しては、関係機関や通訳ボランティア等の協力を得て、やさしい日本語による情報提供をする。(総務部)



④ 高齢者や障害者等に対する情報提供

高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(健康福祉部)

(2) 関係機関への情報提供

都と連携して医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

3 区民相談

(1) 新型インフルエンザ相談センター (北区保健所)

① 新型インフルエンザ相談センターの設置

区は、国・都からの要請に基づき健康相談専用の新型インフルエンザ相談センターを設置し、対応を行う。

② 新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日の対応

区は、夜間・休日の各保健所共同の新型インフルエンザ相談センターへの職員派遣により相談に対応する。

③ 新型インフルエンザ相談センターの周知

区民等に対し、北区ニュース、インターネット、ポスターなどを活用し、新型インフルエンザ相談センターの周知を徹底する。

特に発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、新型インフルエンザ相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。

(2) 医療機関からの問い合わせ

医療機関からの問い合わせについては、北区保健所を専用窓口とし、専用電話を設置する。(北区保健所)

(3) 一般相談等

生活相談等、一般的な問い合わせや相談を受ける体制を検討する。  
コールセンターの設置を検討する。(区民部、健康福祉部、関係各部)

4 感染拡大防止

(1) 区内での感染拡大防止策の準備

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準

予防策等の徹底を呼び掛ける。

各施設については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

① 情報収集、方針検討

国内発生に備え、国・都等の情報を収集し、区の方針等を検討する。(北区保健所)

② 患者発生の対応準備

国・東京都と連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院勧告等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(北区保健所)

③ 施設における予防策の確認

区立学校、保育施設、福祉施設等、区の各施設においては、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認するとともに、都内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。その他、国や東京都からの指示等により必要な対策をとる。(北区保健所、関係各部)

④ 活動制限等の感染拡大防止策の周知

国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や区民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求める場合があることを周知する。また政府による緊急事態宣言時は、施設の使用及び催物の開催の制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあることを事前に周知し、理解と協力を求める。

(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

(2) 水際対策

海外から新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所等と連携し、水際対策を実施する。

○発生国からの入国者の健康観察

発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、感染者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針のもと、入国者の健康観察を行う。

(北区保健所)

## 5 予防接種

### (1) 特定接種

区は、区職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、特定接種の準備を行う。  
(北区保健所)

### (2) 住民接種の準備

#### ① 準備開始

区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。(健康福祉部)

#### ② 情報提供

区は、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。  
(健康福祉部)

## 6 医療

### (1) 医療機関への情報提供

区は、国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報提供を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(北区保健所)

### (2) 新型インフルエンザ専門外来

#### ① 設置

都は、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、感染症診療協力医療機関に対し新型インフルエンザ専門外来設置と診療を要請する。(北区保健所)

#### ② 周知

区は、新型インフルエンザ専門外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。ただし、新型インフルエンザ専門外来の場所については、一般への公表は行わず、新型インフルエンザ相談センターで相談を受け、受診が必要と判断した場合に知らせることを原則とする。(北区保健所)

#### ③ 受診対応

発生国からの帰国者で、発熱・呼吸器症状等を有し、新型インフルエンザ等にり患している危険性が高いと考えられる場合は、医療機関の新型インフルエンザ専門外来において診断を行う。

#### ④ 一般医療機関

新型インフルエンザ専門外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

⑤ 保健所への連絡

区は、新型インフルエンザ専門外来に対して、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と診断した場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(北区保健所)

(3) PCR検査(遺伝子検査)等による検査体制の整備

区は、都と連携し、東京都健康安全センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の実施体制を整備する。体制が整備されてから都内発生早期の間、原則として全ての感染が疑われる患者へのPCR検査等を実施する。(北区保健所)

(4) 感染症指定医療機関等への入院勧告の実施

検査の結果が陽性であれば、その結果を連絡し、感染症指定医療機関等への入院勧告を実施する。(北区保健所)

(5) 抗インフルエンザウイルス薬・資材の流通等

区は、都と連携し、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。(北区保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者対策

地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きの確認を行う。(健康福祉部)

(2) 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(生活環境部)

(3) 食糧・生活必需品の消費活動の動向の把握

食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

(政策経営部、地域振興部)

### Ⅲ 国内発生早期（都内未発生）

#### ＜国内発生早期＞

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態  
（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

#### ＜目的＞

- 1 区内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

#### ＜対策の考え方＞

- 1 区内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

- 実施体制

危機レベルに応じた体制を構築する。

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに区対策本部を設置する。（全庁）

#### 1 サーベイランス・情報収集

##### （1）サーベイランス

都と連携して、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。（北区保健所）

##### （2）情報収集

区は、引き続き国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の国内外の情報を収集する。（北区保健所）

#### 2 情報提供・共有

##### （1）区民及び事業者への情報提供

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

Ⅲ 国内発生早期

① 国内発生早期対策へ移行の周知

国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。

また、発生状況など国や都の最新情報を、区の広報媒体のほか、関係機関等の協力を得て、区民に情報提供する。（政策経営部、危機管理室、北区保健所）

② 事業者へ対応準備の依頼

事業者に対して情報提供し、都内で発生した場合の対応準備を依頼する。

（地域振興部、関係各部）

③ 外国人への情報提供

外国人に対しては、関係機関や通訳ボランティア等の協力を得て、やさしい日本語による情報提供をする。（総務部）

④ 高齢者や障害者等への情報提供

高齢者や障害者等に対しては、北区保健所や関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（健康福祉部）

⑤ 報道発表等

区の報道発表を対策本部報として情報を一元的に管理し、区全体の対応を分かりやすくするため、北区ホームページにも対策本部報を再掲し、情報を集約する。

（政策経営部、関係各部）

(2) 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。（健康福祉部、北区保健所）

3 区民相談

(1) 新型インフルエンザ相談センター

① 新型インフルエンザ相談センターの維持・強化

引き続き新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。（北区保健所）

② 新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日対応

夜間・休日においては、都が民間のコールセンターへ委託するまで、各保健所が共同して対応する。ただし、専門外来への案内については各保健所職員が対応する。

（北区保健所）

(2) 一般相談

○ 一般相談用コールセンターの設置

一般相談用のコールセンターが設置されるまで、保健所職員を除く区職員で区民等の問い合わせに対応する。（区民部、健康福祉部、関係各部）

#### 4 感染拡大防止

##### (1) 区内での感染拡大防止策の準備

区民、事業者、学校、保育施設、社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

###### ① 感染予防策の普及推進

区民、事業者に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（北区保健所、関係各部）

###### ② 感染予防策の情報提供

学校、保育施設、福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

（北区保健所、関係各部）

###### ③ 発生時の対応検討、準備

発生した地域の感染者の重症度等を国や東京都から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。

また、感染リスクが高い施設について、国の方針に基づき区の方針等を決定し、都内発生時の対応を準備する。（北区保健所）

###### ④ 発生時調査の具体的準備

区内発生に備え、患者調査、濃厚接触者調査に必要な物品の再確認と各部役割分担を確認する。（北区保健所）

##### (2) 水際対策

発生地域への渡航自粛について、風評被害が発生しないよう留意しながら、区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

（北区保健所）

#### 5 予防接種

##### (1) 特定接種

区は、区職員に対して集団的接種を行うことを基本に特定接種を開始する。（北区保健所）

##### (2) 住民接種の実施

○住民接種の準備

区において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。（健康福祉部）

(3) 住民接種の留意点

① 集団的接種

区は、接種の実施に当たり、保健所・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、区の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康福祉部）

② 医学的ハイリスク者の接種

基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である区の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。

医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。（健康福祉部）

③ 接種会場以外の接種

医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

④ 接種会場以外の接種

社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。（健康福祉部）

(4) 住民接種の広報・相談

○住民接種の相談

区は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。（健康福祉部）

6 医療

(1) 医療体制の整備

○新型インフルエンザ専門外来

感染症診療協力医療機関は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、新型インフルエンザ専門外来における診療体制を海外発生期に引き続き継続する。



(2) 患者への対応等

- ① 区は、都や国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。この勧告は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(北区保健所)
- ② 区は、東京都健康安全研究センターにおいて新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。(北区保健所)

(3) 抗インフルエンザウイルス薬・資材の流通等

区は、都と連携し、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。(北区保健所)

(4) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

① 予防投与の指導

区は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(北区保健所)

② 医療機関への使用要請

区は、都内感染期に備え、引き続き、国や都と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(北区保健所)

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備をする。

(1) 要援護者対策

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供等）を行う。(健康福祉部)

(2) 遺体の火葬・安置

① 円滑な火葬の実施

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬ができるよう努める。(生活環境部)

② 遺体収容場所の準備

遺体収容場所の設置及び運用準備を行う。(生活環境部)

(3) 食糧・生活必需品の消費活動の動向の把握

食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、適切な行動を呼び掛ける。

(政策経営部、地域振興部)

(4) ごみ処理事業の維持

ライフライン機能であるごみ処理事業を継続できるよう応援体制を整備する。

(生活環境部)

## IV 都内発生早期

### ＜都内発生早期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### ＜目的＞

- 1 区内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### ＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

### ○ 実施体制

危機レベルに応じた体制を構築する。

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに区対策本部を設置する。（全庁）

#### 1 サーベイランス・情報収集

都と連携して、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

引き続き関係機関を通じて、情報収集を強化する。（北区保健所）

## 2 情報提供・共有

### (1) 区民及び事業者への情報提供

区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

#### ① 新型インフルエンザ等発生の情報提供

都内での新型インフルエンザ等の発生の発表を受け、感染拡大防止のために標準予防策の励行を区民に呼びかける。国内での発生状況など最新情報を区の広報媒体のほか、防災無線や、関係機関の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

#### ② 事業者への情報提供等

ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。また、政府が緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。(地域振興部、関係各部)

#### ③ 外国人への情報提供

外国人に対しては、関係機関や通訳ボランティア等の協力を得て、やさしい日本語による情報提供をする。(総務部)

#### ④ 高齢者や障害者等への情報提供

高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(健康福祉部)

#### ⑤ 報道発表等

区の報道発表を対策本部報として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページ等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。

(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

### (2) 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

#### ① 都内発生時対応及び都内感染期準備依頼

医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

(危機管理室、健康福祉部、北区保健所)

#### ② 医療機関との連絡体制の強化

医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、国及び都の方針を迅速に提供し、専門医療機関(感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関)との連絡体制を強化する。(北区保健所)

### 3 区民相談

#### (1) 新型インフルエンザ相談センター

##### ① 新型インフルエンザ相談センターの維持・強化

引き続き新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。（北区保健所）

##### ② 新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日対応

夜間・休日においては、都が民間のコールセンターへ委託するまで、各保健所が共同して対応する。ただし、専門外来への案内については各保健所職員が対応する。（北区保健所）

#### (2) 一般相談等

##### ① 一般相談用コールセンターの設置

一般相談用のコールセンターを設置するとともに、その他相談について保健所職員を除く区職員で区民等の問い合わせに対応する。

（区民部、健康福祉部、関係各部）

##### ② 相談内容の共有・ホームページ等の活用

健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各部や一般相談コールセンターに寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

（政策経営部、危機管理室、北区保健所）

### 4 感染拡大防止

#### (1) 区内での感染拡大防止策

学校や福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。区立施設において、率先して感染予防策を実施する。

また区民、事業者及び福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

##### ① 区民・事業者等への周知・要請

区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。さらに事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。

また、国・都の情報や感染状況、区の対応を説明し、都より各事業者に感染拡大防

止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。（北区保健所、関係各部）

② 患者・濃厚接触者への対応

区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（北区保健所）

③ 感染拡大の恐れのある施設への対応

患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。（北区保健所、関係各部）

④ 学校等における疑似症又は感染者発生時の対応

区立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、次のとおり行うものとする。また、私立学校についても、区立学校の対応の情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に要請する。

その他の区施設についても、それぞれ施設の状況等に応じた対応を取ることとする。

（北区保健所、関係各部）

a. 北区保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。

b. 集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

## 5 予防接種

### （1）住民接種の実施

#### ① 住民接種の準備

区において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。（健康福祉部）

#### ② 住民接種の広報・相談

区は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。（健康福祉部）

## 6 医療

### （1）新型インフルエンザ専門外来の継続

引き続き新型インフルエンザ専門外来を継続する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の供給

区は、都と連携し、感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。(北区保健所)

(3) PCR等による検査体制の整備及び運営等 (北区保健所)

引き続き検査体制を継続する。

(4) 感染症法に基づく入院勧告 (北区保健所)

① 入院勧告の継続

引き続き入院勧告を継続する。

② 入院勧告の中止

以下の場合入院勧告を中止する。

- a. 新型インフルエンザ専門外来での診療体制から、一般の医療機関で診療する体制に切り替える際、感染症法に基づく入院勧告も中止する。
- b. 病原性が低いと判明する等により、新型インフルエンザ等患者全てを入院させて治療することの必要性がなくなった場合には、国の判断により、感染症法に基づく入院勧告を中止する。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持を注視し、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備をする。

(1) 要援護者への支援

都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、食事提供)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を引続き準備する。(健康福祉部)

(2) 埋火葬、遺体管理 (生活環境部)

- ① 火葬場の事業者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
- ② 遺体安置所の設置及び運用準備をする。

(3) 食料品・生活必需品の安定供給、ライフラインの維持

① 適切な消費行動の呼びかけ

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(政策経営部、地域振興部)

② ごみ処理事業の維持

ライフライン機能であるごみ処理事業を継続できるよう、引き続き応援体制を

整備する。(生活環境部)

(4) 中小企業に対する援助

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資(復旧資金融資等)の取扱いを開始する。(地域振興部)

(5) 区の業務継続

① 業務継続計画(BCP)に基づく業務実施

区民生活を支える事業を継続できるよう、区のBCPマニュアルにより、業務を実施する。(危機管理室→全部局)

② 行政上申請期限の延長

行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、準備をする。(関係各部)



## V 都内感染期

### <都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### <目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### <対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### ○ 実施体制

危機レベルに応じた体制を継続する。

緊急事態宣言がなされている場合は区対策本部を継続する。（全庁）

#### 1 サーベイランス・情報収集（北区保健所）

患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等での患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

(1) 東京感染症アラートによる全数検査の中止

地域での流行が拡大した時点で、都からの指示により新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。

(2) クラスター（集団発生）サーベイランスの中止

地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、都からの指示によりクラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。

(3) 重症化リスクの把握

都と連携して、入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。

2 情報提供・共有

(1) 区民及び事業者への情報提供

区内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

① 都内感染期移行の周知

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、区内の対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。（政策経営部、危機管理室、北区保健所）

② 医療機関の受診ルールの変更周知等

国内・都内及び区内での発生状況や、医療機関の受診ルールの変更など最新情報を区の広報媒体のほか、防災無線や、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

（政策経営部、危機管理室、北区保健所）

③ 事業者への呼び掛け等

事業者に対して、事業者団体の連絡会の開催や、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等を呼び掛ける。（地域振興部、関係各部）

④ 外国人への情報提供

外国人に対しては、関係機関や通訳ボランティア等の協力を得て、やさしい日本語による情報提供をする。（総務部）

⑤ 高齢者や障害者等への情報提供

高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（健康福祉部）

⑥ 報道発表等

区の報道発表を対策本部報として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページ等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。

（政策経営部、危機管理室、北区保健所）

(2) 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

① 感染期対応の依頼

医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。（危機管理室、健康福祉部、北区保健所）

② 医療機関への国や都の方針、入院医療体制の変更等の情報提供

医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に提供する。（北区保健所）

3 区民相談

(1) 新型インフルエンザ相談センター（北区保健所）

① 新型インフルエンザ相談センター体制の維持

新型インフルエンザ専門外来の設置が終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する健康相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

② 新型インフルエンザ専門外来の終了

新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。

③ 区の相談体制の変更

都が民間のコールセンターへ委託し対応する休日・夜間の保健所閉庁時間帯における相談に係る業務の対応については、都の変更に合わせて対応する。

(2) 一般相談等

- ① 一般相談用のコールセンターの維持・強化を図るとともに、その他相談に対応する。(区民部、健康福祉部、関係各部)
- ② 相談体制の強化  
区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について周知するとともに、相談体制を強化する。  
(関係各部)
- ③ 問い合わせ窓口一覧  
相談内容の変化により、問合せ窓口一覧を更新し、ホームページに公表する。  
(政策経営部、関係各部)

4 感染拡大防止

(1) 感染拡大防止策の協力依頼及び緊急宣言下における各種制限要請

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等を行う。

① 濃厚接触者特定措置の中止等

患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。

また、国が医療機関に対して患者との濃厚接触者(同居者を除く)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請した場合には、区は、国及び都と連携した対応を行う。(北区保健所)

② 感染拡大防止の呼びかけ及び各種制限の周知

区民にマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。(危機管理室、北区保健所、関係各部)

③ 学校・保育施設等における対応

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校や保育施設等における感染症対策の実施に資する目安を示すとともに、その他の区施設についても、それぞれ施設の状況等に応じて適切な対応を行うよう要請する。

(北区保健所、関係各部)

④ 事業者への要請

事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。

(地域振興部、関係各部)

5 予防接種

(1) 住民接種の実施 (健康福祉部)

① 新臨時接種

区は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

② 新臨時接種の勧奨

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、区としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

6 医療

(1) 医療体制の確保 (北区保健所)

都の指示を受けて、新型インフルエンザ相談センターを介さずに内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行うすべての医療機関で診療を担うことになる。

入院が必要とされた新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行うすべての医療機関が受け入れる体制に移行する。

区は、北区医師会等医療関係機関と連携して、医療体制を確保する。

< 第一ステージ (通常の院内体制) >

○ 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介または搬送を行うよう、医療機関に周知する。

○ 一般病床を有するすべての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。

- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。

<第二ステージ（院内体制の強化）>

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機関に周知し、近隣自治体と連携して入院受入体制の維持を図る
- 北区医師会や北区薬剤師会に対し、区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。

<第三ステージ（緊急体制）>

- 都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。
- 引き続き、北区医師会、北区薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう依頼する。

(2) PCR等による検査体制の運営等（北区保健所）

① 検査体制の中止

都内感染期に至った段階では、全ての感染が疑われる患者へのPCR検査等による確定診断を中止する。

② サーベイランスのための検査体制の継続

時期にかかわらず、病原体定点医療機関等の検体を用いて、サーベイランスのためのPCR検査等を実施する。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者対策

① 見回り、食事の提供等

区は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供等）を行う。（健康福祉部）

- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。(健康福祉部)
- 町会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力依頼する。(地域振興部、健康福祉部)

(2) 遺体の火葬・安置

都とともに火葬場の事業者に必要な限り火葬場を稼働させるよう要請する。

① 遺体収容場所の設置、運用

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体収容場所の設置、運用を行う。

(生活環境部)

② 埋葬及び火葬の特例

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれも市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。(区民部)

(3) 食料品・生活必需品等の供給の確保等

- ① 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(政策経営部、地域振興部)

② ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。(生活環境部)

(4) 中小企業等に対する援助等

① 中小企業に対する情報提供及び相談窓口の設置

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、都が実施する中小企業制度融資(災害復旧資金融資等)等の情報提供を行う。(地域振興部)

② 行政手続上の申請期限の延長

国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに区民に周知する。(関係各部)

(5) 区政機能の維持

新型インフルエンザ等対策本部を中心に、区政機能の維持を全庁体制により協議対応する。

区の業務を「緊急対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に整理し、感染状況及び職員の出勤率などを判断し弾力的・機動的に各業務を実施する。また縮小・休止業務に従事していた職員を緊急対応業務に再配置することにより、全庁的な応援体制により対応する。

緊急対応業務	感染拡大防止策（相談・保健医療等） 危機管理上必要な業務（対策本部・情報提供等）
継続業務	区民の生命を守り、区民生活を維持するために通常どおり継続する業務
縮小業務	継続・休止以外の業務で、対面業務などを工夫して実施する業務
休止業務	感染拡大を防止するために休止される業務（貸出施設の休館、イベントの中止等）

※ウイルスの病原性等や職員の出勤率に応じ、弾力的・機動的に運用し、応援体制を組む。



## VI 小康期

### <小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### <目的>

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

### <対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### ○ 実施体制

区は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに区対策本部を廃止する。

### 1 サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。（北区保健所）

#### ○ クラスターサーベイランス

新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人／定点医療機関）するまでの間、都と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。

### 2 情報提供・共有

#### （1）区民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

① 小康期対策と第二波への備え

区内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区の広報媒体のほか、関係機関等の協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。

(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

② 事業者への情報提供等

区は、事業者に対して情報提供し、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。

(地域振興部、関係各部)

③ 外国人への情報提供

外国人に対しては、関係機関等や通訳ボランティア等の協力を得て、やさしい日本語による情報提供をする。(総務部)

④ 高齢者や障害者等への情報提供

高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(健康福祉部)

⑤ 報道発表等

区の報道発表を対策本部報とする情報の一元管理は、区対策本部廃止とともに終了する。(政策経営部、危機管理室、北区保健所)

(2) 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

(政策経営部、危機管理室、北区保健所、関係各部)

3 区民相談

(1) 新型インフルエンザ相談センター

① 新型インフルエンザ相談センターの縮小・終了

保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。

(北区保健所)

② 新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日の縮小・終了

都の夜間休日の一般相談が終了されるにしたがい、保健所は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。(北区保健所)

(2) 一般相談等

- 一般相談用コールセンターの終了  
相談件数の減少に伴いコールセンターを終了し、関係各部で対応する。  
(区民部、健康福祉部、関係各部)

4 感染拡大防止

- 感染拡大防止策の協力要請の解除  
流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。また流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。  
(危機管理室、北区保健所)

5 予防接種

- 住民接種の実施  
区は流行の第二波に備え、未接種者に対しては接種を勧奨する。(健康福祉部)

6 医療

(1) 医療体制の復帰

区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。  
(北区保健所)

(2) 第二波への準備

区は、社会機能の回復を図り、流行の第二波に備えるため、これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する。また、不足している医薬品・医療資器材の調達及び再配備を行う。(北区保健所)

各医療機関においては、今後の新型インフルエンザ等の患者数を推計しながら、適切な医療資源の配置を検討する。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

事業者、区民に、平常時の生活への回復を呼び掛ける。(関係各部)

## 【新型インフルエンザ等に関する主な用語解説】

※アイウエオ順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

#### ○ 死亡率 (Mortality Rate)

人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

#### ○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

#### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が

当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

#### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### ○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が

報告されている。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

#### ○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。

※ 出典 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」用語解説から

## 北区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議設置要綱

平成26年1月28日

25北健生第3176号区長決裁

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、感染症その他専門的な見地からの意見及び助言を得るため、北区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づく北区新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること。
- (2) その他新型インフルエンザ等対策の推進に関する必要な事項

(構成)

第3条 策定会議は、次の各号に掲げる委員で構成し、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域医療に従事する者 9名以内
- (2) 区職員 別表のとおり

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 策定会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会議を招集し、会議の事務を総括する。
- 3 策定会議に副会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。



(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、北区保健所生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	危機管理室長
〃	健康福祉部長
〃	北区保健所長
〃	危機管理課長
〃	健康いきがい課長
〃	生活衛生課長
〃	保健予防課長

## 東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議委員名簿

構成	所 属	氏 名	備 考
地域医療に 従事する者	北区医師会 副会長	河村 雅明	
	北区医師会	宮崎 勝	平成26年6月30日まで
	北区医師会	中野 幸照	平成26年7月1日から
	北区医師会 副会長	増田 幹生	
	北区医師会	小平 祐造	
	北区医師会	岩倉 具宏	
	北区医師会	繁田 龍雄	
	北区歯科医師会 副会長	富田 章彦	
	北区滝野川歯科医師会 会長	浅野 正樹	
	北区薬剤師会 副会長	三刀屋 亮	
区職員	危機管理室長	小林 義宗	
	健康福祉部長	中澤 嘉明	
	北区保健所長	本保 善樹	
	危機管理課長	濱崎 祥三	
	健康いきがい課長	浦野 芳生	
	生活衛生課長	高木 博通	
	保健予防課長	坂上 真紀	

## 東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画策定検討経過

平成26年4月23日（水） 第1回策定会議	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①委員委嘱</li> <li>②委員・事務局自己紹介</li> <li>③会長・副会長選出</li> <li>④行動計画（素案）について</li> <li>⑤今後の進め方及びスケジュールについて</li> </ul>
平成26年6月4日（水） 第2回策定会議	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行動計画（案）に対する意見等について</li> <li>②パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成26年10月8日（水） 第3回策定会議	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①パブリックコメント実施結果について</li> <li>②東京都意見について</li> <li>③行動計画の策定について</li> <li>④今後の活動について</li> </ul>

東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

刊行物登録番号  
26-1-074

発行 東京都北区保健所生活衛生課  
東京都北区東十条2-7-3  
電話 03(3919)0431

